別紙2 (条例第45条第3項による意見書に対する市の見解)

※本案件は、改正後の「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」の施行日(令和3年7月1日)より前に同条例第40条第1項の素案が提出されているため、経過措置規定に基づき「従前の例」により判断しています。このため、以下の「市の見解」 において、単に「条例」と記載している場合、改正前の同条例(平成28年7月1日施行)を指しています。

(ただし、項番2の見解においては、一部、改正後の条例について記載していることから、改正後の条例について「改正後条例」と表記しています。) 認定申請に係る市民等の意見(概要) 市の見解 意見に対する事業者の見解 [景観の問題] 安曇野市景観条例および景観ガイドラインでは、太陽光発電施設の建設に際して設置場所への配慮を規定しているが、これは「発電モジュールを境界から一定 ・里山、田畑、住宅が混在する風光明媚な場 ・風水学的に、弊社の計画地で 距離後退」させることを意味しており、市民等が意見書で言及している、風光明媚な場所等への設置を禁止する、又は抑制する等の基準は、同条例及びガイドラ 所に、800 m²超の太陽光発電施設を建設す ある場所に太陽光発電を建設 インには定められていない。このため、開発予定地への太陽光発電施設の建設が、安曇野市景観条例に抵触する行為であるとは言えない。 ることは景観上、大変問題がある。 することにより、周辺の運気 また、過去の判例(最高裁判所平成 18 年 3 月 30 日第一小法廷判決)においては、「良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している が安定することが言われてお 対策として柵や生垣等で囲ったとしても、 者は、良好な景観が有する客観的な価値の侵害に対して密接な利害関係を有するものというべきであり、これらの者が有する良好な景観の恵沢を享受する利益 相当の高さが必要であり、それ自体が景観 は、法律上保護に値するものと解するのが相当である」として景観利益を認めつつ、「ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少な ります。 ・貴殿もご自宅を建築するにあ くとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の 破壊に繋がる。 ・公聴会で事業者は「景観は個人の捉え方」 面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である」とし、景観権の侵害について厳格な要件を課している。 たり、地鎮祭を行い、土地の という見解を示したが、全く回答になって 運気を整えると思われます。 以上の点を鑑みると、今回開発は当該地域や周辺の景観に対して一定の影響を及ぼすものではあるものの、「景観上の問題がある」とまでは言えないと考える。 いないと考える。 私どもも運気を悪くし、その ただし、開発事業者は地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮し、事業の実施について理解を得られるように努めるべき立 地を穢すようなことを行うつ 場にあるところ、本件においては、左記のとおり景観に係る市民等の意見に対し、風水学という景観とは別の内容により見解を示しているが、当該見解により意 もりはございません。 見書提出者の理解が得られるとは考えにくく、当該対応は周辺住民等への配慮を欠いた対応であると考える。 [土砂災害の問題] 市民等の意見のとおり、開発予定地は急傾斜地に関する土砂災害警戒区域が指定されているが、現地の状況(平地の農地)や区域の指定状況(土砂災害特別警 ・開発予定地は十砂災害警戒区域(急傾斜) ・万が一十砂災害が発生した場 戒区域の指定箇所から西に一定距離に、警戒区域が指定されている)を踏まえると、開発予定地は、東側の急傾斜地及び特別警戒区域の指定箇所を原因とした土 合の救助活動をおこなう進入 砂災害による危害が及ぶことが想定された土地であり、開発予定地を原因とした土砂災害が発生するリスクは低いものと考えられる。このため、開発予定地への である。 ・万一災害が発生し、私の家(2~3年後に 経路は、貴殿の家にも接して 太陽光発電施設の建設により、開発予定地やその周辺の土地における防災上の危険性が著しく高くなるものではないと判断する。 いる前面の道からと考えま 建設予定) に十砂が流れ込んだ場合の救助 なお、改正後条例第24条第1項第7号アでは、太陽光発電施設の建築に係る開発事業について、「災害発生の危険性の高い場所でないこと」を承認の要件とし 活動の妨げになる恐れがある。 す。つまり、太陽光発電のあ ているが、ここでいう災害発生の危険性が高い場所とは、「砂防指定地」、「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」、「保安林」 ・令和3年7月1日施行の「安曇野市の開発 る弊社の敷地からの進入は行 を指す(安曇野市の開発事業に係る技術的細目に関する規則(令和3年7月1日施行)第8条第2項第1号)。開発予定地はこれら区域等に非常に近接する場所 事業に係る技術的細目に関する規則」で、 われないと思います。 に位置しているものの、前述した区域等は指定されていない(または土地のごく一部しか指定されていない)ことから、改正後条例で定める「災害発生の危険性 災害発生の危険性が高い場所への太陽光発 ・また、土砂崩れが起こった場 が高い場所」には該当していないことを申し添える。 電施設の設置が禁止されたことに対する事 合、高さ的に弊社の設備も埋 業者の見解が示されていない。 もれてしまうと考えます。 「光害の問題〕 光害を巡っては過去の判例(東京高等裁判所平成25年3月13日判決)において、「春分の日において、2階部分にのみ午前9時から午前11時頃まで2時間程 ・反射防止層のあるパネルを用いても反射光 ・「降り注ぐ」という表現は、当 をゼロにはできず、光害が発生する。 たり続けるということとなり ・光害が発生しないと主張するなら、その検 ますが、四季の反射シミュレ 証(シミュレーション)の結果等はあるの ーションから考えても正南向

きに設計することにより、反 か。 射角度は貴殿の住宅に対し、 ・公聴会の場で事業者は「影響は最小限にす る」という回答に終始し、具体的な計測数 反射光が当たることは考えに

くいと思われます。

値等を求めたが、特段の資料提示や説明が

3

ない。

度であり、秋分の日において、2階部分の一部にのみ午前9時頃から午前10時頃までの1時間程度であり、冬至の日において、1階部分の一部にのみ午前10時 15 分頃から午前10時45 分頃までの30 分程度であり、夏至の日においては0分であることが認められるのであり、窓の位置や、反射光の差し込む角度、反射光 の照射する範囲の等を考慮すると、実質的に被控訴人ら建物に反射光が差し込んでいると評価できる時間はこれよりも更に相当短くなると考えられる」ケースに 対して、「レースのカーテンによっても相当程度透過を妨げることができ、厚手のカーテンによればほぼ透過を妨げることができることが認められる」こと、「反 射光が(略)建物に差し込むのは、窓その他の開口部を通じてであるし、直進する光の性質上、反射光を直視しない限り、継続的に反射光の被害を受けることは なく、回避は容易である」ことから、「まぶしさを回避する措置を採ることが容易であるということができるのであるから、(略)反射光による(略)被害は、そ れが受忍限度を超えるものであると直ちに認めることはできない」としている。

当該判決を鑑みると、太陽光パネルの反射光については、それが相当まぶしく感じられる場合があり得るため、設置にあたっては周辺の住民等への配慮が求め られるべきところ、本件特定開発事業の説明の経過からは、周辺住民等に対する配慮が十分になされているとは言いがたい部分があるものの、本件開発によって 直ちに周辺住民の受忍限度を超える反射光が生じるとは認めることができない。また、本件開発は反射防止層を備えたパネルを用いる計画である等、周辺住民に 対する一定の配慮も認められることから、当開発計画が、光害に係る周辺住民への配慮を著しく欠いた開発であるとは言うことができない。

ただし、市民等が意見書で言及している「具体的な計測数値等」について、立地場所の緯度経度、パネルの方位角、傾斜角から、春分、夏至、秋分、冬至にお ける反射光の反射角と方位を計算し、パネルとの位置関係から、反射光が近隣の住宅等に届くおおむねの時間を推定することは技術的に可能であり、事業者は反 射光の影響を懸念する周辺の住民等に対して、当該シミュレーションの結果を提示し、市民等の不安や懸念を払しょくする立場にあるところ、市民等の意見(求 め)に応じずに口頭や文言による説明に終始していることについては、周辺住民等に対する配慮を欠いた対応であると考える。

	認定申請に係る市民等の意見(概要)	意見に対する事業者の見解	市の見解
	[事業者の信頼性の問題]		開発事業は、その内容に関わらず、事業の実施により周辺の住民や土地の所有者等に対して、景観や心理的な側面による影響を及ぼすものであるが、その中で
4	・隣接地の土地所有者である私に、説明会開	この場におきましても、重ね	も特定開発事業は、安曇野市土地利用基本計画に整合しない開発事業であることから、開発事業者はその認定に係る条例手続き等にあっては、周辺住民等に対し
	催の連絡がなかったことは、条例の意見書	てお詫びを申し上げます。	て特段の配慮が求められるものであると考える。このため、条例では、特定開発事業の認定に関する手続きに際して、素案に係る説明会の開催等を事業者に課す
	を出させないための意図的な行為と考えら	・建設に関しては、弊社ではな	とともに、市民等の疑義や不安を払しょくするための仕組みとして、意見書や公聴会等、住民参加の仕組みを設けているところである。
	れる。意図的でないとしたら、近隣者への	く弊社が発注する業者様、ま	この点、本件特定開発事業に係る条例手続きにおいては、近隣の土地所有者への説明会開催の連絡や書類送付が適切になされず、また、令和3年2月 20 日付
	配慮が全くできない事業者といえる。	た維持管理に関しましても弊	けで条例第41条第1項により事業者が開催した素案に係る説明会においても、参加した市民等から「開発予定地北側に移住を予定している方への説明を行うこ
	・いずれにしろ、信頼のおける事業者ではな	社が発注する業者様に依頼を	と」について意見を受け、説明を行う旨、回答しているにも関わらず、その後、当該人物に対して何らの説明が行われなかったこと、また、前述の説明会を欠席
	く、開発や維持管理によって将来、揉め事	し、弊社には信頼をおくこと	した市民等(=意見書提出者)が、同年3月4日に開発事業者に対して説明資料の送付を請求したが、以後、同月 14 日付で発送をするまでの間、何らの対応が
	が多発することが想定される。	ができないとしても、そうで	なされなかったこと等が確認されている。これら一連の事業者の対応は、周辺住民等に対して特段の配慮が求められる特定開発事業にあっては、市民等が指摘す
		はない第三者に委託をし、私	るとおり「不誠実」な対応であると言わざるを得ない。(ただし、これらの対応が「意図的に」行われたものであるか否かは、行政では判断ができないため、こ
		どもはあくまでも事業主とい	の点に係る見解の公表は差し控えるものとする。)
		う立ち位置になるようにいた	また、建設後の設備の維持管理や点検等については、条例が本来、目的とするところではないが、前述した「周辺住民等に対しての配慮」を鑑みると、開発事
		します。	業者は建設後の設備の維持管理や点検等に係る体制について、予め市民等に説明することが望ましいと考える。この点、令和3年2月20日付け説明会の資料に
			おいて「上田市に構える株式会社光伸が、年2回の草刈り、メンテナンスを行います。」と記載し、維持管理等についての一定の説明を行っていることは確認で
			きるものの、緊急時の連絡先を含めた保守体制や維持管理を委託する会社の実績やメンテナンスの具体的な内容については特段の記載がなく、また保守や点検に
			ついて意見した市民等に対しても同様の説明に終始しており、市民等の不安を払拭するための取り組みが不足している部分があると考える(この他に、例えば、
			資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電) (令和3年4月改定版)」で努力義務とされている火災保険や地震保険の加入を検討し、
			状況を市民に説明する等の対応も考えられる)。
			(なお、建設後の設備の維持管理や点検等については、資源エネルギー庁が策定した各種ガイドライン等により、保守点検や維持管理計画の策定や体制の構築
			や緊急時の連絡先について明示した標識の設置等について事業者が遵守すべき事項等が定められていることを申し添える。)